

平成28年1月14日

答申第661号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「24年度決算計上した数理計算上の差異38,364百万円を39,856百万円に訂正している事実を検証・確認できた」として、「訂正の事実を隠して、意図的に事実を捻じ曲げるという悪質な嘘で否定して不開示とする行為は、単に内規違反だけでなく、民法の信義則に反する不法行為だ。当該虚偽を理由に不開示とした不正の深層、経緯が分かる文書」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

なお、情報提供として、「ご指摘のような未認識数理計算上の差異を訂正している事実はない」としたうえで、NHKでは、退職給付会計導入時よりデータ等の基準日を貸借対照表日前の一定日とし、貸借対照表日の退職給付債務等を算出しており、算出された数理計算上の差異については当年度の注記に記載するとともに一定の年数で費用処理していること、この処理は導入時より現在に至るまで每期継続して行っていることを説明した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年1月14日（第231回審議委員会）

第682号諮問、審議、答申